

静岡県告示第223号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する清水港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和2年3月23日

清水港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
軌道走行式荷役機械 (重量物用橋型走行式起重機)	新興津コンテナクレーン 6号機	静岡市清水区 興津清見寺町1389	吊上げ荷重 78.4t

2 供用開始日

令和2年4月1日